

尾道市マイナンバーカード出張申請実施要項

尾道市では、マイナンバーカードの取得促進のため、市職員が市内の企業や地域団体等を訪問し、無料で申請写真の撮影を行う等、マイナンバーカードの申請を受け付けます。

発行されたマイナンバーカードは、後日市役所で受け取るか、申請者へ郵送で送付することもできます。

1 対象団体

- (1) 市内に事業所若しくは事務所を置く企業等
- (2) 市内で活動する団体等（町内会、区長会等）

2 実施時期

火曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
午前10時から午後4時まで

3 申込要件

- (1) 対象団体から「別記様式1」により申し込みがあること。
- (2) 申込団体が次のことを承諾すること。
 - ①申請者がおおむね10名以上見込まれること。
 - ②申込団体が申請会場及び机・椅子等の備品や電源を準備できること。
 - ③申請者の氏名・住所・生年月日を記入した「マイナンバーカード申請者名簿（別記様式2）」を事前提出できること。
 - ④申請者から交付申請書（QRコード付き）の事前印刷について了承を得ること
 - ⑤申込団体が受付当日の申請者への案内・誘導を行うこと。
 - ⑥申請者に次の点について周知できること。
 - ・申請日時及び申請会場
 - ・申請時に必要な書類
 - ・マイナンバーカードの交付申請が可能な人の条件（下記4参照）

4 マイナンバーカードの交付申請が可能な人

- (1) 申請者本人が尾道市に住民登録がある
- (2) マイナンバーカードの交付申請を行っていない
- (3) 申請者本人（15歳未満の人及び成年被後見人の人は法定代理人とともに）が会場に来ることができること
- (4) 申請後2か月以内に転出する予定がない
- (5) 本人限定郵便または簡易書留でマイナンバーカードの受け取りができる

(6) 本人確認書類及び交付申請に必要な次の書類を持参・提出できること

①通知カード（通知カードの返納届または紛失届を提出）

②本人確認書類（原本）

Aから1点またはBから2点。

ただし、通知カードを返納できない方でマイナンバーカードの受取が郵送希望の場合は、Aから2点またはAから1点+Bから1点。

| | |
|---|--|
| A | 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 など |
| B | 各種健康保険証、年金証書、介護保険被保険者証、母子健康手帳、子ども医療受給者証、社員証、学生証 など |

③個人番号カード申請補助サービス申込書（受取が郵送希望の場合は、暗証番号設定依頼書欄に記入。別記様式3）

④個人番号カード交付申請書（お持ちの方のみ）

⑤住民基本台帳カード（お持ちの方のみ。紛失の場合は紛失届を提出）

⑥マイナンバーカード（お持ちの方のみ。紛失の場合は紛失届を提出）

5 申込方法と実施手順

(1) 実施希望日の15日前までに申込書（別記様式1）に必要事項を記入し、市民課へ電子メール、FAX、郵送または窓口で提出してください。

(2) 申込団体に、市民課から実施の可否・日程調整等の確認の連絡を行います。

(3) 申込団体は、申請者に実施内容を周知し、申請者は上記4（6）の必要書類を準備してください。

6 その他

(1) 申し込み状況によっては、ご希望の日程で実施できない場合があります。

(2) 撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。

(3) コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用にご協力ください。

また、発熱や咳などの風邪症状、体調のすぐれない場合は、来場をご遠慮ください。

【申し込み・問合せ先】

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

尾道市役所 市民課住民係 宛

TEL : 0848-38-9160 FAX : 0848-37-7260

電子メール : shimin@city.onomichi.hiroshima.jp